

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成31年1月7日（平成31年（行情）諮問第2号及び同第3号）

答申日：平成31年3月28日（平成30年度（行情）答申第550号及び同第551号）

事件名：特定医師に係る医籍簿（登録データ詳細）の一部開示決定に関する件
特定医師に係る医籍簿（登録データ詳細）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定医師Aに係る医籍簿（登録データ詳細）」及び「特定医師Bに係る医籍簿（登録データ詳細）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年8月14日付け厚生労働省発医政0814第1号及び同第2号により行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 趣旨

「不開示とした部分を開示する」との裁決を求める。

イ 理由

審査請求人は、平成30年8月14日、厚生労働大臣から原処分を受けた。

その理由は、個人に関する情報で、あって、特定の個人を識別できる情報であるため、法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないためとされている。

しかし、本件開示請求は、予め当該情報が帰属する個人（以下「対象者」という。）を、開示請求書を提出した者（審査請求人）が識別し特定したうえで、開示請求書に対象者の氏名のみならず、対象者は審査請求人の遺族又は姻族であり昭和23年特定月日又は昭和

5 2年特定月日に死亡していること等を明記して行われている。

死者の個人情報保護は保護されるべきではあるが、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）2条が「個人情報とは生存する個人に関する情報」と定義し、死者に関する情報は生存している遺族等との関りにおいて保護されると解されるべきことを参照し、審査請求人が対象者の遺族又は姻族であり、対象者が死亡して70年又は41年を経過していることを鑑みれば、本件請求に対し、個人情報であるからとして機械的に不開示とすることは不当と言わざるを得ない。

（2）意見書

ア 理由説明書の「3理由の（2）不開示情報該当性について」について

諮問庁は法5条の条文の一部を割愛して引用しており、正しくは次のとおりである。「第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。（以下、省略）」

つまり、法5条1号が開示すべきでないとして規定しているのは、正しくは次の①又は②の2つである。

① 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲

げる情報を除く。(以下、省略)

審査請求人は、平成30年7月13日付けで諮問庁に提出した行政文書開示請求書に、特定医師A又は特定医師Bが審査請求人の遺族又は姻族であることと併せて「氏名、生年月日、卒業大学名、医師免許証番号、医籍登録番号」等を明記して開示請求を行っているから、十分に特定の個人として見分けることができ、つまり審査請求人において予め特定の個人として識別されているから、上記の①には該当せず、また、特定の個人を識別することができない場合について規定している、上記の②にも該当することはあり得ない。

イ 理由説明書の「3 理由の(3) 請求人の主張について」について諮問庁は、次のように述べている。

「審査請求人は、審査請求書の「4 審査請求の理由」において「審査請求人が対象者の遺族又は姻族であり、対象者が死亡して数十年を経過していることを鑑みれば、本件請求に対し、個人情報であるからとして機械的に不開示とすることは不当といわざるを得ない」と主張している。

しかし、当該主張において述べられている個人情報保護法における「個人情報」と法5条1号本文における「個人に関する情報」とは異なるものであり、上記(2)(理由説明書(下記第3の3(2)のこと)のとおり、法5条1号本文における「個人に関する情報」には死亡した個人の情報も含まれる。このため、対象者が死後70年又は41年を経過していることや、審査請求人が対象者の遺族又は姻族であるという審査請求人の主張を踏まえても、原処分において不開示とした部分を開示する理由となる事情は認められない。

審査請求人は、個人情報保護法における「個人情報」と法5条1号本文における「個人に関する情報」とは異なるものであることは承知しているからこそ「参照」の用語を用いたのであり、また、法5条1号本文における「個人に関する情報」に死亡した個人の情報も含まれるとする諮問庁の見解に異議はない。

しかし、特定医師A又は特定医師Bは、審査請求人本人以外の第三者(個人)ではあるが、審査請求人の遺族又は姻族であり、数十年前に死亡しているので、医籍簿に記載された情報を開示することによって、どのような権利利益を害する恐れがあると諮問庁が想定しているのか、請求者は想像することさえできない。

もとより、死者の個人情報は適正に保護されるべきであるが、個人情報保護法2条が「個人情報とは生存する個人に関する情報」と定義し、死者に関する情報は生存している遺族等との関りにおいて保護されると解されると解されるべきことを参照し、審査請求人が対象者の遺族

又は姻族であり，対象者が死亡して70年又は41年を経過していることを鑑みれば，本件開示請求に対し，「個人情報」と「個人に関する情報」との相違について法令に基づく何らの疎明も付さず，具体的な吟味を行わずして「審査請求人の主張を踏まえても，原処分において不開示とした部分を開示する理由となる事情は認められない。」と断定し，機械的に不開示とすることは，そもそも「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り，もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに，国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と規定した法1条の目的に適うものではなく，改めて不当と言わざるを得ない。

ウ 結論

以上述べたように，諮問庁が，医籍簿の登録情報の大部分を不開示とした原処分の理由には根拠がなく，また「審査請求人の主張を踏まえても，原処分において不開示とした部分を開示する理由となる事情は認められない。」とした判断は不当である。

貴職におかれては，適正な審査によって，法の目的に立脚し，原処分において不開示とされた部分を，法5条本文に基づいて諮問庁に開示せしめるよう，審決して戴きたい。

※ 添付書類省略

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は，各理由説明書によると，おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は，平成30年7月13日付けで処分庁に対して，法3条の規定に基づき，本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，平成30年10月13日付け（同月16日受付）で各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

各審査請求に関し，原処分における不開示部分については，これを維持することが妥当である。

3 理由

(1) 医籍簿について

医籍簿とは，医師国家試験に合格した者の申請により作成される医籍をまとめたものであり，医師法施行令（昭和28年政令第382号）4条及び医師法施行規則（昭和23年厚令第47号）2条の規定に基づき，氏名，性別及び医籍登録年月日等が記載されている。

(2) 不開示情報該当性について

本件開示請求については、審査請求人本人以外の第三者（個人）に関する情報の開示を求めるものであり、特定の個人を識別できる場合又は第三者に関する情報を請求者に開示することにより当該第三者の権利利益を害する恐れがある場合には、不開示とするべきである（法5条1号本文）。また、法における「個人に関する情報」とは、死亡した個人に関する情報も含まれる。（厚生労働省の保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準 法5条関係 第1 個人に関する情報）

審査請求人が本件開示請求で開示を求めている医籍簿の登録情報のうち、登録番号、本籍地、生年月日、国家試験実施年／実施回数、国家試験合格年月日、受験地、受験番号、籍訂正年月日、籍訂正理由（記事）、再交付年月日、再交付理由（記事）、まっ消年月日、まっ消理由（記事）、登録換年月日、登録換理由（記事）、進達県、出身校、件数、備考は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると解されるため、法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分において不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の「4 審査請求の理由」において「審査請求人が対象者の遺族又は姻族であり、対象者が死亡して70年又は41年を経過していることを鑑みれば、本件請求に対し、個人情報であるからとして機械的に不開示とすることは不当といわざるを得ない」と主張している。しかし、当該主張において述べられている個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）における「個人情報」と法5条1号本文における「個人に関する情報」とは異なるものであり、上記（2）のとおり、法5条1号本文における「個人に関する情報」には死亡した個人の情報も含まれる。このため、対象者が死後70年又は41年を経過していることや、審査請求人が対象者の遺族又は姻族であるという審査請求人の主張を踏まえても、原処分において不開示とした部分を開示する理由となる事情は認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分で不開示とした部分については妥当であり、原処分を維持し本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成31年1月7日 諮問の受理（平成31年（行情）諮問

第2号及び同第3号)

- | | |
|----------|----------------------------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受(同上) |
| ③ 同月17日 | 審議 |
| ④ 同年2月6日 | 審査請求人から意見書を收受(同上) |
| ⑤ 同年3月7日 | 本件対象文書の見分及び審議(同上) |
| ⑥ 同月26日 | 平成31年(行情)諮問第2号及び同
第3号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定医師の医籍簿であり、様式並びに医師の氏名及び登録年月日等は原処分において開示されており、不開示部分は、登録番号、本籍地、生年月日、国家試験実施年／実施回数、国家試験合格年月日、受験地、受験番号、籍訂正年月日、籍訂正理由(記事)、再交付年月日、再交付理由(記事)、まっ消年月日、まっ消理由(記事)、登録換年月日、登録換理由(記事)、進達県、出身校、件数、備考であり、これらは、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

医師法30条の2及び医師法施行令14条において、医師の氏名等、厚生労働大臣が公表しなければならない事項が定められているが、その中に、上記の不開示部分に係る項目は含まれていないため、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、本件は、個人を特定した上でなされた開示請求であり、当該個人の氏名が原処分において既に開示されていることから、法6条2項による部分開示はできない。

したがって、これらの部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、本件開示請求は、特定医師の遺族又は姻族からの請求

であり、本件請求に対し、個人情報であるからとして機械的に不開示とすることは不当と言わざるを得ないなどと主張するが、法は、何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、請求の目的及び開示請求者が誰であるかは考慮されないものであるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示した各決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子